

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(議員報酬及び費用弁償等) 第 2 3 条 略 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に<u>考慮するとともに</u>、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に<u>活用するものとする</u> 3 略	(議員報酬及び費用弁償等) 第 2 3 条 略 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に<u>考慮し</u>、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に<u>活用するとともに</u>、栗山町特別職報酬等審議会の<u>意見を尊重するものとする。</u> 3 略